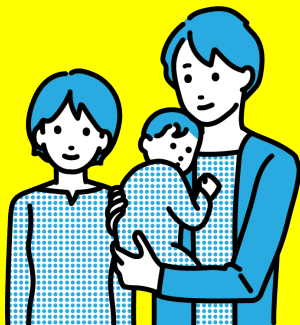


一定期間以上の 宮城県内に本社・本店を置く事業主の皆様へ
育児休業を取得した **男性従業員がいる**
中小企業等 に対して

申請受付
開始
4月1日



男性の長期育休取得で
社内ロールモデルを
構築してみませんか

1事業主当たり

50万 を支給
最大

1事業主
1回まで

育休取得日数に応じて奨励金が支給されます

※他の自治体等の助成金との併給可

男性従業員の育児休業取得期間が通算



28日以上
6か月未満

20万

+



6か月以上 **30万**

奨励金の活用例

- ・代替要員確保のための人件費
- ・取得者本人への支給 など



代替要員確保にみやぎジョブカフェをご活用ください

県では就職支援センターとして「みやぎジョブカフェ」を設置しており、企業採用コンシェルジュによる企業支援を行っています。
代替要員の確保のご要望は、ぜひ、みやぎジョブカフェにご相談ください！

支給対象・要件



支給対象

- ✓ 資本金額または出資総額が3億円以下の法人及び個人
(下記のとおり、業種により異なる)

※ 医療法人等で資本金・出資金を有している場合も同様。

※ 個人事業主も申請可。ただし、個人事業主と雇用関係にある従業員が育休を取得した場合に限る。

業種	資本金額又は出資総額	常時雇用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下



要件を満たす男性従業員

- ✓ 雇用保険の被保険者
- ✓ 令和7年4月1日以降に28日以上
を予定に育児休業取得を開始
- ✓ 育児休業開始日の2か月以上前の日
から雇用されており、県内の事業所に
勤務している

申請・問合せ先

宮城県経済商工観光部雇用対策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2771

MAIL koyour@pref.miyagi.lg.jp



宮城県

Miyagi Prefectural Government

要件や、提出書類の詳細は県HPをご覧ください。

宮城県 男性育休



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/danseiikukyushoureikin.html>

申請の流れ

Step1 支給要件等の確認

宮城県のHPにアクセスし、対象の企業等や従業員など、申請の要件を確認してください。

Step2 男性従業員の28日間以上の育児休業取得開始

令和7年4月1日以降に開始した育児休業(出生時育児休業を含む)が対象です。
育児休業を分割して取得した場合も通算28日以上であれば、対象となります。

Step3 申請

男性従業員の取得開始後、2か月以内に交付申請をする必要があります。
県HPから申請様式をダウンロードし、必要書類を揃えて申請してください。

育休休業から
職場に復帰して
いなくても
申請可能です！



申請方法・申請書類等

以下の申請書類を、県雇用対策課まで1部提出してください。(メール可)

- 1 奨励金交付申請書(兼実績報告書)
- 2 申請内容確認票
- 3 対象労働者が雇用保険被保険者であることを確認できる書類
- 4 対象労働者の子の出生の事実及び親子関係を確認できる書類
- 5 対象労働者からの育児休業申出に対して事業主が通知した育児休業承認通知の写し
- 6 対象労働者の出勤簿等の写し(育児休業取得日の直前2か月間の出勤簿またはタイムカードの写し)
- 7 就業規則の写し
- 8 県税事務所が発行する宮城県税の納税証明書
- 9 その他知事が必要と認める書類

申請の提出期限は、
育児休業開始日から
2か月です。
申請のお忘れがないよう、
ご注意ください。

